

## 傍聴要領

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴の申込は、原則として事前の電話・メール予約、インターネットからの申し込み、または市役所長寿介護課窓口にて先着順で受け付けます。なお、定員数に達し次第、受付を終了します。また、資料は事前に予約された方のみ配布します。
- (2) 事務局の指示に従って、会場に入室してください。
- (3) 酒気帯びの方の傍聴はお断りいたします。

### 2 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が「3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項」の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場いただきます。

### 3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、意見の表明や、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕などを掲げないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会議の議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) 携帯電話その他鳴動する機器の電源は、必ず切ること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。